

2019 年 6 月 25 日

株式会社 山陰合同銀行

社外取締役との責任限定契約締結に関するお知らせ

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）は、当行定款第 31 条の規定に基づき、社外取締役および監査等委員である社外取締役との間で責任限定契約を締結いたしましたのでお知らせします。

記

1. 社外取締役の氏名

社外取締役	多 胡 秀 人
社外取締役	田 部 長右衛門
社外取締役	倉 都 康 行
監査等委員である社外取締役	河 本 充 弘
監査等委員である社外取締役	今 岡 正 一
監査等委員である社外取締役	足 立 珠 希

2. 責任限定契約の締結日

2019 年 6 月 25 日

3. 責任限定契約締結の根拠

当行定款 第 31 条（取締役の責任限定契約）

当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

4. 責任限定契約締結の理由

当行は、本日開催の第 116 期定時株主総会において、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮することができるように、両者との間に責任限定契約を締結することを可能とする定款変更議案を付議し、当議案は原案通り可決承認されました。本日選任された上記社外取締役 3 名ならびに監査等委員である社外取締役 3 名と、当行との間で責任限定契約の内容等に合意が得られたため、本日責任限定契約を締結いたしました。

以 上